

第 65 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	令和 6 年 9 月 12 日 (木)	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
委員氏名	委員長 西 貴久雄 (独立行政法人国民生活センター監事) 委員 有川 博 (日本大学総合科学研究所教授) 委員 山内 容 (弁護士) 委員 竹内 啓博 (公認会計士・税理士) 委員 中森 真紀子 (独立行政法人国民生活センター監事) (欠席)	
抽出案件	3 件	(備考) ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。 ・概要として、令和 6 年度第 1 四半期における契約の状況を踏まえ、一者応札・一者応募の契約 (事案 1) 落札率 90%超の契約 (事案 2) 不調による随意契約 (事案 3) について審議対象とした旨を報告した。
(内訳)		
一般競争入札	2 件	
公募・企画競争	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 6 年度第 1 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 国民生活センターLAN システムに係る SINET6 アクセス回線の提供等（情報管理部 情報シス テム課）</p> <ul style="list-style-type: none">・競争性を確保するためにどのような工夫をしたか。・参考見積の金額に大きな差があるのは、元々回線をもっている NTT が先行事業者のため構造的に有利であったという理解でよいか。・NTT の回線を使わざるを得ないならば、NTT が参加してきたら価格面において勝てないのではないか。・競争契約にする以上は競争環境を整える努力をすべきである。・SINET6 は利用した方がいい理由はセキュリティの面においてか。・今後、価格面等において利点がなくなった場合、センター独自で SINET6 に代わるものを構築しないといけなくなるという理解でよいか。	<ul style="list-style-type: none">・大手回線業者に確認した結果、仕様書における技術面としては問題ない旨の確認がとれていた。しかし、SINET6 とは国立情報学研究所が構築したサービスであり、NTT が関わっている。そういったことが影響して他者の参入が消極的になったと思われる。・同じ認識である。・本調達のアクセス回線については NTT が提供しているものに限定した仕様とはしていない。各キャリアでこの場所に近い回線網があればそれを使用できるが、なければ NTT から借用するか、新たに敷設することになる。また、NTT 以外の場合には端末装置を設置するためのハウジング環境を追加的に用意する必要があるため、そういった理由から価格差が生じた可能性がある。・引き続き、競争環境を整える努力をする。・現時点ではコストパフォーマンスに優れていることが利用している理由である。・そのとおりである。

意見・質問	回 答
<p>【事案2】 最高情報セキュリティアドバイザー兼デジタル統括アドバイザー業務 一式（情報管理部サイバーセキュリティ・情報化推進課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退理由として、受託者条件のうち過去の実績が条件を満たさないためとある。官公庁を中心とした実績が要件としているが、どのような理由からか。 ・総合評価の際の技術点をどれだけ重視するかによって、予定価格の立て方は変わってくる。技術の高い事業者を落とさないで済むためにも、内部でしっかり検討し対外的に説明できるようにしていただきたい。 ・評価点の配点が項目によって、400点、200点、100点のものがある。400点の項目においては、比較的センターが取り組んでいることについての考え方を記載することを求めているように思われるが、この場合、既存事業者にも有利な配点になっていないか。 ・総合評価は主観的要因が入りやすい。そのため、外部に説明できるよう透明性を確保した仕組みをしっかりと作っていくことが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の方針に基づいて情報セキュリティの規定を設けており、官公庁の調達方針の認識のある有識者であることを条件として設けている。 ・さまざまな要素が重なるため案件ごとに異なってくると思うが、いただいた意見を踏まえて検討したい。 ・既存事業者が取組みを理解し、一定程度有利であることはやむを得ないことだと認識している。その上で、新規事業者が参入しやすいように総合評価落札方式としたことや、当センターの必要な資料を前回と比して大幅に増やすなど、既存事業者の優位性を低減するよう努めた。 ・承知した。
<p>【事案3】 東京事務所における派遣業務 ウェブサイト制作およびデザイン業務（広報部 広報課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退理由に「期限内に書類が作成できなかった」とあるが、原因はどこにあったのか。 ・随意契約先としたのは、どのような理由からか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内手続きに時間を要したことが原因であった。 ・入札説明を受けた3者のうち2者は人材を確保できないという理由での辞退であったことから、再度入札を実施しても人材を確保できる見

意見・質問	回 答
	込みがないと判断し、残った 1 者に人材を確保できるか確認し、随意契約手続きとした。